

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

「第27回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」にて、ポリ塩化ビフェニル(以下PCB)濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kgまでの橋梁等の塗膜、感圧複写紙、汚泥をはじめとする可燃性の汚染物について、低濃度PCB廃棄物として無害化処理認定制度の対象に追加、処分期間が令和9年3月末まで延期される関係法令改正案の概要が示されました。

【主な改正内容】

①対象汚染物

対 象	PCB汚染物でない判定	低濃度PCB汚染物判定基準
廃プラ(例:塗膜)、 紙くず (例:感圧複写紙)、 木くず、繊維くず 汚泥	0.5mg/kg以下 (PCBが自由液として明らかに存在しない場合に限る)	<u>(改正案)</u> <u>0.5mg/kgを超え100,000mg/kg以下</u> (現行) 0.5mg/kgを超え5,000mg/kg以下

②スケジュール(予定)

2019年11月 下旬～ パブリックコメント、関係機関への協議
 2019年12月 改正法令公布・施行
 無害化処理認定施設の申請、認定手続開始
 令和2年度～ 認定後、無害化処理施設での処理開始

有害物質の含有試験および廃棄物の関する法律(廃掃法)に基づく産業廃棄物(溶出試験)等の分析についてのお問い合わせは
 下記担当者まで

分析部 池田博一、鷲野洋明、入野一人
 富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

改正の背景

現在、PCB廃棄物についてはPCB特措法及びPCB廃棄物処理基本計画等に基づき処理が推進されており、PCB濃度が5,000mg/kgを超える高濃度PCB廃棄物のうち「塗膜」、「感圧複写紙」、「汚泥」等の汚染物についてはJESCOにて処理されています。

しかし一方で、PCB含有塗膜の調査を進めている中で、処理対象の塗膜の量が増加する可能性があること、また最近になってPCBを使用した感圧複写紙や汚泥の存在が明らかとなりました。

こうしたPCB汚染物の処理体制の構築に向けて、無害化処理認定事業者において処理するために実証実験を行い、今回法令改正に至りました。

無害化処理認定施設の処理対象のPCB廃棄物の拡大について

○ 塗膜、感圧複写紙、汚泥等のPCB汚染物(PCB濃度 0.5%~10%)の処理体制の構築のため、無害化処理認定施設の処理対象を拡大する制度改正を行う。

